

要介護認定を受けている方の障害者控除対象者について

介護保険の要介護（要支援）認定を受けている 65 歳以上の方で、村が定める認定基準に該当する方には、申請により「障害者控除対象者認定書」を交付します。確定申告時にこの認定書を添付すると、本人又はその扶養者が所得税や村・県民税の所得控除を受けることができます。

【交付期間】 1月中旬から

控除区分	基準
障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅱ」・「Ⅲ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「A」の人
特別障害者控除	認知症高齢者の日常生活自立度が「Ⅳ」・「Ⅴ」の人または障害高齢者の日常生活自立度が「B」・「C」の人

対象者

65 歳以上の方で、介護保険法に基づく要介護（要支援）を受けている方であること。認定基準は令和 3 年 12 月 31 日の要介護認定状況となります。

申請方法

福祉課に「障害者控除対象者認定申請書」を提出

持参するもの

介護保険被保険者証

※認定基準の詳しい内容は福祉課までお問い合わせください。

お問い合わせ：福祉課 高齢者福祉係
☎966-1207

子育て世帯生活支援特別給付金の申請がまだお済みでない方へ

給付金の受け取りには**申請が必要**な場合があります！お早めの申請をお願いいたします。

支給額

児童 1 人当たり **5 万円**

申請期限

2 月 28 日（月）

対象児童

令和 3 年 3 月 31 日時点で 18 歳未満の児童
（特別児童扶養手当を受給している障害児の場合は、20 歳未満）

申請が必要な方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

- ①対象児童の養育者で、令和 3 年 1 月 1 日以降の**収入が減少し、住民税非課税相当**の収入となった方
 - ②**高校生以上の児童のみ**を養育していて、**令和 3 年度住民税（均等割）が非課税**の方
- ※申請が不要の方には、児童手当・特別児童扶養手当の受け取り口座に給付金が振り込まれています。

注意

高校 3 年生までの子ども 1 人あたり 10 万円相当（年収 960 万円未満の世帯が対象）の新たな給付金ではなく、低所得の子育て世帯向けの給付金です。

お問い合わせ：厚生労働省 コールセンター ☎0120-811-166
福祉課 ☎966-1207（給付金担当）